

令和6年度 第2回 山北町子ども・子育て会議 第2回 山北町放課後児童対策パッケージ運営委員会

日 時：令和6年9月27日（金）14:00 ～ 15:20

場 所：山北町役場 4階 401会議室

参 加 者：**委 員**

河合委員、工藤恵委員、清水委員、高橋委員、池田委員、石川委員、吉尾委員、
諸星委員、浦中委員、杉本委員、石井委員、今村委員、
[欠席] 伊藤委員、二宮委員

事務局

福祉課 内田課長、澤島主任主事
こども教育課 池谷課長、矢澤主任主事
保険健康課 小林保健師
[欠席]福祉課 杉山副主幹

配付資料：次第・委員名簿

- 【資料1】第2期計画事業評価について
 - 【資料2】山北町子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書（案）
 - 【資料3-1】第3期山北町子ども・子育て支援事業計画骨子案について
 - 【資料3-2】計画第1章・第2章（案）
 - 【資料4】計画策定スケジュール（案）について
 - 【資料5】山北町_子どもの生活に関するアンケート調査票（案）
-

1. 開会（事務局）

本会議は、委員の方の半数以上の出席によって成立となりますので、第2回子ども・子育て会議及び第2回放課後児童対策パッケージ運営委員会を始めさせていただきます。まず、お手元の資料の確認をお願いします。A4・1枚と資料1、資料2はアンケート結果の報告書になっています。資料3-1、資料3-2と資料4のスケジュールについて、資料5子ども向けのアンケート調査（案）、となっておりますが資料の不足等ございませんでしょうか。

2. あいさつ（会長）

3. 議題

子ども・子育て会議

議題（1）第2期計画事業評価について【資料1】

《議長》

では、議題の方に入っていきたいと思います。まず議題1の第2期計画事業評価について、事務局より説明をお願いします。

《事務局》

資料1をご覧ください。こちらは現行計画の事業の一覧となっております。主に各事業の取り組み内容、実績、評価、課題、今後の方向性について記載されているものになりますが、左から「基本施策」、「事業」と「事業分類」があり、「取組内容」欄には現行計

画に記載されている事業概要を記載しております。右側の「これまでの取り組み」欄には計画期間内の実際の取り組み内容について記載されております。

さらに右側に各事業の実績数値、AからDの4段階による「事業評価」、「施策を実施してきた中での課題」、「方向性」と「具体的なその内容」について右側に記載しております。事業の実施については一番右側に担当課が記載してあり、子ども教育課と福祉課と保健健康課の3課による事業となっております。

まず、全体の評価についてですが、24 事業中、A評価（計画通り事業を実施できた）が14 事業、B評価（ほぼ計画通り事業を実施できた）が10 事業と全事業がA又はB評価かつ半数以上がA評価という状況です。この評価は担当課による評価で、計画値に対する達成度に基づくものとなっております。計画値については子ども子育て支援事業計画の現行計画の第4章の35 ページ以降をご参考にしてください。

次に方向性についてですが、「現状維持」が19 事業、「拡大・改善」が5 事業となっており、縮小や廃止を予定している事業はありません。ここで、拡大・改善を検討している事業等を個別に見ていきます。まず、5「地域子育て支援拠点事業」については、出生数の減少や新型コロナウイルス対策の利用制限等により当初ニーズ量の見込みよりも利用者数が下回っております。また、直近のアンケート調査結果にも土日の開所など利便性の向上についてのご要望を数件いただいておりますのでこうした状況を踏まえて、来年度以降には、センター開所日等を拡充する事により利用者の利便性の向上を図るよう、事業の拡大・改善について検討します。

次に6「一次預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）」については、所管課のこども教育課担当よりご説明いたします。

「一次預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）」はどこの園にも所属していないお子さんを一時的に預かる事業になります。課題としては、現在は一定の利用者数がありますが、将来的に人口が減って行く中で利用がなくなことを想定し、方向性としては「拡大・改善」としました。第2期計画においては入所定員を下回っている保育園に空きがあったことから一時的な利用よりも入園となる事を想定して「確保方策をゼロとする」事としていましたが、実際には入園にはならず一時預かりを利用するケースが多かったため、このように設定することとしました。（こども教育課担当による説明は終了。）

次に7「ファミリー・サポート・センター事業」については、新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少した令和2年度から、徐々に利用者数が増加傾向にあるものの依頼会員、支援会員がともに減少傾向にあり、新規利用者も同様に減少傾向にありますのでこれに対して今後の方向性としては、利用料金の助成や改めて事業周知等の見直し等を図っていくことにより、利用者の利便性の向上を図るよう事業の拡大・改善について検討します。次に11「妊婦健康診査」については、所管課の保険健康課担当より説明します。

No.11「妊婦健康診査」につきましては、総額78,560円で、この金額は神奈川県のほぼ平均値にあたりますが、ただし全国平均での公費負担は10万円を超えている状況ですので神奈川県が少ないという現状にあり、県からこちらの公費負担の助成額を増やすという話が出ています。同時に、県の妊婦健診の実施方法を検討するという話もあり、併せて令和8年度から補助額を増額をして行ければと考えています。（保険健康課担当による説明は終了。）

次24「紙おむつ支給事業」については、支給券の使用用途が紙おむつの購入のみに限定されていることや、近年の物価高騰の影響を考慮した助成金額の見直しが課題として挙

がっており、来年度以降に支給券の用途及び助成金額についての拡大を検討します。

資料 1 の説明は以上になります。

《議長》

第 2 次計画の事業強化について、何かご質問やご意見などありますか。 特にないということ
でよろしいでしょうか。

議題（2）子ども・子育てに関するアンケート調査結果について【資料 2】

《事務局》

続きまして、子ども・子育てに関するアンケート調査結果について、コンサルタントより説明をお
願います。

《コンサルタント》

資料 2 を説明させていただきます。「調査の概要」の 1 ページをご覧ください。こちらに調査対象
や期間を記載しておりますが、特に重要な点といたしましては 5 の「回収状況」になります。配布数
としては未就学の保護者宛に 205 通、小学生の保護者宛に 251 通を郵送しておりますが、回答数が 68
通と 78 通で 33.2%と 31.1%となり、概ね 3 割ほどの回収率となっています。

重要な部分をかいつまんで説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。報告書の構成としては、未就学児の保護者の結果を記載した後に小学生
の保護者の結果を記載します。問 6 は未就学児の保護者への設問ですが、「お子さんの子育て（教育
を含む）を主に行っているのはどなたですか」に対して、「父母ともに」の割合が 52.9%と最も高く、
次いで「主に母親」の割合が 38.2%となっており、前回データと比較しますと平成 30 年度より「父
母ともに」が、55.1%から 52.9%に下がっています。また、「主に母親」も下がっており、逆に「主
に父親」とその他が増えていきます。他の自治体の傾向としては、「父母ともに」が 5 年前より増えて
いるために少し気になる結果となっています。

9 ページをご覧ください。問 9 「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」という設
問でこちらも前回調査から比べますと、親族に日常的に看てもらえる方がやや減少していますが、こ
れも少し気になる結果です。

14 ページをご覧ください。子育てに関して悩んでいる事、あるいは気になることは何ですかという
設問に対しての自身に関する設問ですが、最も多い回答が「子育てのストレスなどから子どもにきつ
くあたってしまうこと」という結果になっており、直ちに何か問題に繋がるというわけではありません
が、4 割という数値が気になるところです。

15 ページをご覧ください。問 14 「お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）
をうかがいます」では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が前
回に比べて大きく増えており、この就労状況については保育ニーズに関わってくる部分ですので、増
加について注視するところになると思います。

19 ページをご覧ください。こちらには、フルタイムへの転換希望をお伺いしていますが、2 番目の
「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがない」も多くなっている状況であるため、
見込みがない理由について注視しつつ、数値を判断して行く必要があると思われます。

66 ページをご覧ください。一時預かりの話が出ていましたが、問 32 「お子さんについて、私用、
親の通院、不定期の就労等の目的で、事業を利用する必要があると思いますか」という設問に対し、
「利用したい」の割合が 45.6%とかなり高い数字となっています。利用したいかと訊かれると利用した

いと答えたりしますので、実際に利用される方はこの中の一部という事になります。

84 ページをご覧ください。父母の育児休業について質問しています。上が父親で、母親の育児休業の取得が前回の調査よりも大きく 10%以上増えているという形になります。父親も増えてはいますが、やはり全体として取得率は低いです。

98 ページをご覧ください。ヤングケアラーについてお伺いしていますが、問 39 「あなたは、ヤングケアラーという言葉を知っていますか」、問 40 「あなたの周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合は、どのように対応をしますか」について、「ヤングケアラーという言葉を知っていますか」は 8 割近くが「知っている」と回答しており、認知度は高いと思います。問 40 に関しては、半数近くが「本人に訊く」と回答されており、2 割弱が「どうしていいのかわからない」、6 %が、「何もしない」という回答です。ヤングケアラーを目の前にした時に具体的な行動が繋がらないということも気になります。

99 ページをご覧ください。こちらは「子どもの権利」で、ヤングケアラーと併せまして 5 年前から国や社会の大きなトピックスになったものを連続してお尋ねしています。問 41 「子どもの権利を知っていますか」については 4 割弱が「言葉も権利も知っている」となっています。その下の問 42 「子どもの権利の中で特に大切だと思うことはどれですか」についての回答は、新しい言葉で新しい考え方なので、そのあたりをどのように周知して行くべきなのかというところで、今後この数字も変わって来るものと思われます。

104 ページをご覧ください。「子育て支援全般においてあなたが現在必要としていることで、重要だと思う支援等はどのようなものですか」という設問に対しては、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が 63.2%と最も高く、次いで「子どもが受けられる無料（低額）の学習支援制度」の割合が 47.1%、「ストレスを発散できる場所、機会が提供されること」の割合が 35.3%となっています。特に経済的支援についてはニーズが高くなっていますし、先程も「悩み」に対する設問がありましたが、「ストレスを発散できる場所」にも高いニーズが出ています。

就学前の保護者については以上とさせていただきます。

続きまして、109 ページから小学生の保護者への質問の回答となります。設問自体がかなり重複しておりますが、比較すべき調査結果もありますので、順番にご説明させていただきます。

114 ページをご覧ください。先程と同じ設問ですが、「父母ともに」が未就学よりもさらに減っています。小学生の保護者に関しては、子育ての主体として「主に母親」が逆に増えていますのでこのあたりも特徴的な結果かと思われます。

116 ページをご覧ください。こちら先程と同じ設問で、「お子さんをみてもらえる親族や知人はいらっしゃるでしょうか」に対して、年齢が上がっているという事から「日常的にみてもらえる」が前回より下がる結果となっています。ただ、緊急時の場合は上がる結果となっていますが、全体的にはご近所や親族にみてもらう割合が減っています。

122 ページをご覧ください。先程と同じ就労状況を訊いておりますが母親のフルタイム就労が前回調査よりも増えて来ています。このあたりもニーズに影響する要素になってくるかと思います。

142 ページをご覧ください。「小学校就学後の放課後長期休暇の過ごし方について」問 25 「お子さんについて、小学校低学年（1～3 年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中において、どのような場所で過ごさせたいですか」については、平日の結果では下から 4 番目の放課後児童クラブ〔学童保育〕のグラフが 1.2%から 47%となり、かなり増加しています。

小学生を預けるとなるとなかなか未就学より少なくなってくるので、このあたりのニーズの増加を注目すべきところとなります。

149 ページには小学校高学年になったらという結果が出ていますが、高学年になると放課後児童クラブのニーズが 17.1%から 19.2%となり、低学年ほどは伸びておりませんがやや増加となっております。

162 ページをご覧ください。育児休業に関する設問ですが、母親は「育児休業を取得した」という方が増加しています。父親の回答はほぼゼロに近い形になっています。

173 ページをご覧ください。先程と同様にヤングケアラーについてですが、お子さんの年齢が高いためか、こちらも「知っている」が高く 74%となっており、かなり高い認知度となっています。

一方で、問 31「あなたの周りにヤングケアラーと思われる人がいた場合は、どのように対応をしますか」については、「わからない」が 2 割ほどですのでこのあたりの数字をどのように見て行くかが課題になります。

次のページも同じく問 32「子どもの権利を知っていますか」でこちらも同様の結果で、約 3 割が認知しているという回答になります。また、3 割が「内容を知らないが言葉は聞いたことがある」となっています。

179 ページをご覧ください。「あなたが必要とする重要な支援」については、未就学児の保護者と同様に「子どもが受けられる無料の学習支援制度」が最も高くなっております。「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が、それに次いでおりますので、未就学とは順番が逆転していますが、いずれも経済的な支援に関するとところがツートップとなっています。

3 番目の「子どもの居場所づくり」の割合が 30.8%となっています。未就学児の保護者の回答は、「ストレス軽減」が高い数値でしたが、お子さんが大きくなっているためか、「居場所」を気にされています。

アンケート報告の大まかな内容については、以上とさせていただきます。

《事務局》

2 点補足があります。今回のアンケート調査では、有効回答率が約 30%と、前回を下回る結果となっております。足柄上郡地域で見ても 5 町のうち 3 町が今年度よりアンケートに電子化を取り入れており、事務局としても次回調査では電子化の導入を必須としたうえで、より高い回収率に繋がるよう取り組んでいきたいと考えております。

2 つ目が、子ども向けのアンケート調査になります。保護者向けのアンケートに続いて、子ども本人に対するアンケート調査を来月以降目途に実施していく方向で現在調整をしております。詳細についてはこの後の議題で説明させていただきます。

補足は以上です。

《議長》

かいつまんで説明していただきましたが、ご質問やご意見はいかがでしょうか。回収率が前回より低かった事については質問項目が多かったということもあると思いますが、これからは電子化となり丸をつけるだけで返送も不要になるようです。

《事務局》

前回調査ですが、未就学の保護者向け調査票の回収率が 41.3%、配布数が 329 通に対して今回は 205 通ですからそもそも母数が減っています。小学生の保護者向けの調査については、前回は 37.3%で、配布数が 391 通とこちらも母数が低いことになります。先程担当からもありましたが、改善点としては電子化と書類のボリュームの見直しを図らないと回収率の向上に繋がらないと痛切に感じており

ます。

《委員》

近隣市町の調査でも同様のボリュームですか。

《事務局》

教育や保育、国から示されている内容はどの市町村も同じ内容ですので、おおきな違いは出ないと思われます。ボリュームに関してはヤングケアラーや子どもの権利については、市町村によって設けない場合もあり、数問の違いが出ていると思います。

《委員》

ということは設問の数が多かったということですか。

《事務局》

多い方ではあると思います。子ども計画ではヤングケアラーや居場所に関して訊かなければならないのですが、それが回収率を下げる要因であるならば考えなければならないと思います。ただ、国からの指示に対してほぼ該当している設問内容ですが。

《委員》

他地域での回収状況はどうですか。

《事務局》

確定数値ではないですが、順番に申し上げると、開成町が未就学児が 49%、小学生が 51%、大井町の未就学児が 39.5%で小学生が 33.6%。松田町の未就学児が 27%で小学生が 31%。中井町の未就学児が 69%で小学生が 48%。個別にみて行くと開成町は電子化を取り入れています、前回調査からは 10%回答率が減少しています。逆に大井町は紙媒体ですが、前回から比べて横ばいの回答率ですので、電子化が必ず回答率に繋がるわけではなく、課題としては設問のボリュームの問題が大きいと思います。

調査期間が2週間というところもネックになっていると思います。

《委員》

子育て世代ならばこのようなボリュームのある調査票は最初から尻込みしてしまう。

《委員》

一気に配布するのではなく、一か月にこの地域と分けながら配布範囲を広げて行けば、調査票に目を通す時間に余裕ができると思います。

《議長》

次回の回収率を上げる方向で工夫していただきたいと思います。

《事務局》

母数がさらに低くなりますので分けてアンケートを実施するのも難しいです。それぞれの設問につ

いて 184 ページ以降の自由記述に書き込まれていますが、アンケート調査報告については案であり、自由記述などまだ載っていない部分がありますので、最終的にさらにボリュームが増えて最終版となりますので、また提示させていただきます。9 月より若手職員を中心にした子育てのプロジェクトチームが編成され、このアンケート調査はこのまま活用してもらいますので、情報提供に関しても、ご承知おきください。

《議長》

アンケート結果についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

議題（３）第３期計画施策体系（案）について【資料３－１、３－２】

《議長》

事務局より説明をお願いします。（コンサルタントより説明）

《コンサルタント》

資料３－１をご説明いたします。

前回計画の体系の項目を左側に載せており、第３期としては、前期計画の体系に少し付け加えたり、修正したりし、新しい構成として提示させていただいているものが、右側の④「第３期山北町子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（案）になります。どのような考え方で見直しを図ったのかを中央の②と③に記載しております。②は「こども大綱」として、国が子どもに関わる総合的な政策の指針として出しているものです。

①②③が「ライフステージを通した重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」という項目立てで、「子どもの若者が権利の主体であることの社会全体への共有等」が一番目に記載されております。

（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり は「居場所」に関わる項目ですが、このような方針で施策を立てて政策を進めると事とし国が示している項目となります。ここまでは前回もお示ししていると思います。

次の③「ニーズ調査結果等から見た 主な課題」の内容は、アンケート調査書が完成したために追記したものです。先程の内容と重複してくるのですが、簡単にこちらも説明させていただきたいと思います。

②③を踏まえ、④に幾つか追加していますが、５ 「地域子ども・子育て支援事業の確保方策」の赤字の（１２）（１３）（１４）の事業が新しく追加された３項目になります。

６ 「子育て当事者への 支援に関する重要事項」の前期計画の６ と大きくは変わらない内容ですが、タイトルを子ども大綱の文言に合わせるために、修正しています。そのうえで内容もこんにちの動向を踏まえた内容にしています。具体的に追加された新しい部分が（４）と（５）になります。

その下の７ 「子ども本人への支援に関する重要事項」も前回にはなかった 項目になりますが、「子ども本人への支援に関する重要事項」となり、内容としましては６ の内容を今回の６ 番と７ 番に分けつつ新しくつけ加えているという形になりますが、７ は、特にお子さんの「本人に関わる項目」を追加し、番号（１）と（２）と（６）になります。その他に「医療的ケア児」や「子どもの居場所づくり」で、前回とは近い内容ですが、表現を変えているところもあります。

では、それぞれどのように新しい項目を追加したのかということですが、５ 「地域子ども・子育て支援事業の確保方策」の（１２）（１３）（１４）の事業は、「地域支援事業」として、国から計画を立てる際に必ず記載するように求められた事業内容のリストが（１）～（１４）でしたが、この５年間で

(12) (13) (14) の事業を追加するようにと、通達がありました。具体的には「産後ケア」に関する事業と「児童福祉法改正」に伴う新規事業三事業があり、子育て家庭に対する訪問支援事業になります。

最後に、「子ども誰でも通園制度」で、必須の記載事項ですので追加いたしました。6に関しては妊娠から出産における経済的な負担の軽減と、安心して外出できる環境の整備という内容ですが、課題に「現在、必要としている支援の中で、重要だと思うもの」として、就学にかかる費用などの経済的支援を求める声が大きいうという事を踏まえ、新しい項目立てをした形になります。

7の子どもの権利に関しましては、「子ども大綱」で強調されている事項であるとともに、「子どもの権利の言葉も内容も知っている方」の増加が必要とされるため、大きな項目として立てたものです。

「ライフステージを通じた子育て支援の推進」については、②の「子ども大綱」のキーワードをみていただきますと、ライフステージ別の重要事項として子どもの誕生前から幼児期、学童期、思春期、青年期を通してお子さんを支援して行くという事が、国の指針で強く打ち出されていますので、項目立てとなりました。

7の5の「子どもの居場所づくり」に関しましては、「放課後児童パッケージの推進」とありますが、お子さんの居場所を「放課後児童クラブ」にしたいという就学前保護者の希望が50%に増えて来ていることから、どのように確保して行くのかが課題としても大きな重要点となりますので項目を設けました。

6の「ヤングケアラー」は5年前には言葉自体が大きく知られていなかったため、新しく追加しています。ご承知のとおりにヤングケアラーに対する対応方法がわからないという状況も踏まえて、対応のため一つの項目を立てるという事にいたしました。

各項目の説明は以上になります。その他の既存の事業でも、アンケート調査の結果から重要になるという事もありますので、そのあたりも踏まえて構成を行っております。

《議長》

ありがとうございます。では、第3期計画体系案についてはいかがですか。

《委員》

5の13、児童福祉法に伴う新規事業として子育て世帯訪問支援事業がありますが、どの程度進んでいるのかを教えてください。

《事務局》

児童福祉法に伴う新規事業なので、子育て世帯支援事業としての実施はしておりません。前身となる事業に「養育訪問支援事業」があり、既に福祉課では実施していますが、その既存事業をベースに保健師などの専門的な職員を導入して実施するよう努力義務として国が指示してきたものですので、経過的には導入して行く必要があると考えていますが、現時点での実施はまだありません。

《委員》

一昨日、主任児童委員の研修会があり、地域でどのような活動をするかという内容の講義で保健師とともに新生児や1歳以下の乳幼児に家庭訪問をすることを教わりました。保健師が家庭訪問をすることは知っていましたが、民生委員と主任児童委員の役割ということは初めて知ったのですが、他地域では既に実施されているそうです。ただ本町では主任児童委員の数が少ないので広く活動す

る事はできないと思いますが。

《議長》

近隣市町で既に実施しているところがあるのですか。

《委員》

主任児童委員の仕事の中では原則家庭訪問はしないはずですが。子どもの顔を確認してもいけない規則もあります。名簿上で確認する以外に方法がないのに、他地域ではそのような活動を実施しています。ただ、訪問により乳幼児や母親との繋がりができることで、主任児童委員が身近になれるとは思いますが。

《議長》

今後の検討課題ということでよろしいですか。

《事務局》

保健師も絡む案件ですので福祉課の配置の問題も含めて事業として整備して行かなければならないと思います。養育訪問支援事業は新生児全員が対象ではなく、困難な事情を抱えた家庭に限られますので、専門職がカバーすることとなると実施の仕方や必要な体制も来年度以降に検討して行くこととなります。

《議長》

他にどうですか、ご質問やご意見はありませんか。

《事務局》

資料3-2計画の概要に移ります。

《コンサルタント》

資料3-2は計画書の案になります。第1章には、国の動向であるとか計画策定に至るまでの背景を記載し、次のページでは「計画の位置付け」として、法律上でどのような意味合いがあるのか、あるいは町の関連計画とどのような関係があるのかなどを図で整理させていただいています。

次のページでは期間がどれぐらいあるのか。策定体制としてニーズ調査を実施したり、子ども子育て支援会議で審議をしたりすることを記載していますので、つまり計画の前置きとしてどのような背景がありそれに対する疑問点等が記載されています。

第2章では町の統計データなどを記載しています。例えば、5ページの(2)「年齢3区分別人口の推移」では、0～14歳の数が最も少ないのですが、さらに数が下がって来しています。

また、人口動態や世帯累計や8ページからは就業状況などです。特に、就業状況から「女性の就業状況」は子ども子育てに重要になってくる事を踏まえて別項目で立てております。具体的には10ページの「女性の就業率」は、見慣れないグラフですが、年代別にどれぐらいの方が就業しているのかを表しています。M字カーブと言われますが、20代30代で一旦就業率が落ち、その後少し上昇するようなカーブで、よくある女性の就業パターンとされていますが、今の町の状況を視ますとほぼM字カーブではなく山なりになってきています。出産適齢期でもほとんどの方が就業を続けている事がグラフから読み取れます。

また、その後に配偶者の状況や12ページには出生率が、子ども子育て計画においては重要な箇所になるかと思います。例えば、13ページの「合計特殊出生率の推移」であれば、町県全国を比較した図を掲載しております。やはり、県や全国と比べてもやや低い水準で推移しているところがわかります。

6の「児童数の状況」では、児童数の推移や(2)では、ニーズを図って行くための将来的な人口推計となり、令和7年から11年にこれまでの人口動態を踏まえて、どのような推移をたどるのかを推計するグラフも追加する予定です。これにアンケート結果のグラフが追加されて完成となります。

以上で説明終わります。

《議長》

資料3-2の計画の概要で、何かありましたら。では次に移ります。

議題(4) 計画策定スケジュール(案)について【資料4】

《議長》

では、(4) 計画策定スケジュールについて、事務局お願いします。

《事務局》

では、資料4をご覧ください。

9月子ども子育て会議2回目、本会議になりますが、今日は第2期計画の事業評価とアンケート調査の結果報告と骨子案の審議をいたしました。第3回会議で、計画の素案の審議と素案に対するパブリックコメント実施について審議をしていただきます。ここまでは前回お示した内容ですが、変更点としましては9月から11月に実施予定の子ども向けアンケート調査の実施(案)と関係団体ヒアリングとなります。ヒアリングについては、本計画策定にあたり、関係する子育て支援センターとNPO法人まみい様の2団体に関連事業内容について福祉課と調整を行うものとなっております。2団体様については後日調整のご連絡をさせていただきます。

資料4の説明は以上になります。

《議長》

ありがとうございました。このスケジュール案について、皆さんご意見、ご質問いかがでしょうか。

《事務局》

3回目の会議については12月中か下旬を予定しております。こちらの計画素案の審議とその後パブリックコメントの実施になりますので、素案を事前に送付させていただく予定です。

《委員》

会議の開催時間ですが、できたら午前中の方が都合がいいです。

《委員》

アンケート調査の結果の説明の際に「この数値が気になります」と《コンサルタント》が説明されていましたが、気になったことについて、今後、この会議で審議されるのでしょうか。

《事務局》

資料3-1の中央に記載されている見直しの視点の③「ニーズ調査からみた主な課題」に、第3期計画の骨子に絡む部分を抜粋していますが、これをどのように計画に落とし込むかについては話し合わなければなりません。《コンサルタント》より説明のあった「気になる場所」とはつまり課題なので、素案に落とし込む方法についてはこれから検討して行かなければなりません。

《委員》

母親がフルタイムで就労している数が増加していますので、そのあたりも含めて考えていかなければならないという事でしょうか。

《事務局》

今回は設問も多く、色々な家庭の方に回答をいただいているために整理をしなければならないと思いますので、方針を今の段階で説明するのは難しいです。

《コンサルタント》

課題を踏まえて体系を整えて行かなければならないと思いますし、この後の流れとしましては、さきほど国から指示された必須の設問があったかと思いますが、その設問をもとに山北町にどのくらいのニーズがあるのかを計算して今後の町の提供体制を検討する作業が計画策定の肝になってきますので、アンケート結果で得られた就労希望や利用希望をそれぞれ落とし込むことで、最終的には事業計画ができてくると思います。

《委員》

数値からは母親の働くニーズが高まって来ているので「子どもを預かる人はいますか」という設問に対して、「近くにはいない」という数字も増えている。働く人が増えることで子育て支援センターの利用が減っているという循環も良く見えたので、その数値事態についてきちんと話し合っていないと、新規事業も上手くいかないのではないかと思います。

《議長》

他にご意見などはありますか。

議題（5）その他【資料5】

《議長》

事務局より資料5の説明をお願いします。

《事務局》

資料5をご覧ください。先ほども申し上げました子ども向けアンケート調査についてですが、調査対象は、小学5年生、中学2年生の子ども本人に対するアンケートとなっています。調査の目的としては、国のこども大綱に基づいた「子ども本人の意見聴取」を通して、子ども本人の身の回りの生活環境について把握することにより、今後の町施策の検討に資することを目的としております。調査内容としては、居場所や本人の心配ごと、ヤングケアラーや子どもの権利に関すること、などの設問となっており、基本的に保護者向けアンケートの設問と近い性質となっているため、調査結

果の比較が可能です。実施の方法としては、調整中ですが小学校、中学校にご協力いただきまして、各学校に配備されているタブレット端末による回答及び集計を想定しております。実施時期については、これから各学校と調整していく予定となっております。素案をつけておりますので、学校との調整で内容に変更がある場合がありますが、方向性として本アンケート調査の実施について、委員の皆様の承認をいただきたいと思います。直接の設問としては「あなた自身の状況について教えてください」、「あなたの居場所について」、次ページは、「心配事な相談について」、他に「インターネットの利用条件について」、「ヤングケアラーについて」、次のページが、「子どもの権利について」、最後に「山北町について」で自由記述欄を設けております。設問は16問で想定しています。資料5の説明は以上になります。

《議長》

いかがでしょうか。小学校5年生小学校6年生中学校2年生向けのアンケートですが、何かご質問もありますか。

《委員》

学校のタブレットでの回答ですか。

《事務局》

アンケート自体が端末で回答が可能なのかを含めてこれから確認して行かなければなりません。可能であれば学校の授業中に時間をいただくことになります。

《委員》

これは小中学生には難しくないですか。

《事務局》

大きくは変えたくないですが、小学生にはこの設問は難しいという場合などや、ふりがなを付けるなどで、若干変更することもあります。設問の大枠は揃えて行きたいと思います。

《委員》

言い回しも変えないとわからないと思います。

《議長》

中学校2年生はこれで大丈夫だと思いますが、小学校5年生が理解できますか。

《事務局》

もう少しやわらかい表現でないと、小学校5年生にとっては硬いと思います。事務局の考えとしては、保護者のアンケートと同じ項目で子どもが答えられるような内容で比較をしたいと考えています。これくらいのボリュームでこのような内容という事で良いのかを審議していただきたい。

内容については、学校の先生と調整をさせていただきます。中学校の実施時期については、学校内で生活アンケートを10月11月に実施しますので、それに合わせて授業中にお願いします。学校のアンケートと違って個人を特定するつもりはないので、個人に対する質問は極力省いています。保護者のアンケート内容には入っていますが、性別や住居の地区などは省いています。

《議長》

どうでしょうか。

《委員》

学校のタブレットを使用という事ならば学校で回答するのですか。

《事務局》

学校です。保護者や教師に見せないで実施をするという意味です。

《議長》

では、議題は終わりましたが、今日全体を通して何か皆様の方からご意見等ありましたら、この場でまた改めてお伺いしたいです。

ないようでしたら、議題を終了いたします。

5. 閉会

15：20 終了

以 上